

川西市 いじめ防止基本方針

～すべての児童生徒の健全な育成のために～



令和3年4月 川西市

川西市いじめ防止基本方針

はじめに

川西市の教育は「地域と人の輪でつくる 育ち学び合う教育の推進」を基本理念とし、心豊かな子どもたちを育むために、生命や人権を尊重する豊かな心と社会性を育むことを施策の一つとして取り組んでいる。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼす深刻な問題である。

国においては、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。) ¹が施行され、「いじめの防止等のための基本方針」が同年10月に策定された。しかしながら、法施行後も、全国的に重大ないじめ事案が後を絶たず、近年では、情報技術の進展等、急激な社会の変化の中で、SNS内でのいじめの増加等、いじめ問題はますます複雑化、潜在化しており、生徒指導上大きな課題になっている。

このようなことを踏まえ、国は平成29年3月、「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定をするとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定し、兵庫県教育委員会も平成29年3月に「兵庫県いじめ基本方針」を改定した。

川西市いじめ防止基本方針(以下「川西市基本方針」という。)は、児童生徒の尊厳を保持する目的のもと、川西市、学校 ²、家庭、地域住民、その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、「法」第12条の規定に基づき、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために平成27年3月に策定した。その後、国、県の基本方針の改定、および平成30年12月の川西市子ども的人権オンブズパーソン(以下オンブズと省略)による「いじめ防止等の対策をより実効的に推進するための提言」を受け、また、学校での学びの中で新たないじめ防止の取り組みを推進すべく「川西市いじめ防止基本方針」を改定する。

第1 川西市におけるいじめの防止等に関する基本的考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは「人として決して許されない行為」であるが、人としてのかかわりの中で起こり得るものであることから、「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」ことを

1 巻末資料 参照

2 学校とは川西市立小学校、中学校、特別支援学校を指す。

教育に携わる者すべてが改めて認識し，教育委員会，学校はもとより，家庭，地域が一体となって，未然防止，早期発見，早期対応に取り組まなければならない。誰もが重篤な事態と認識するであろう深刻な事案を含む社会通念上のいじめの概念より，法で定義されるいじめの概念の方がより広範

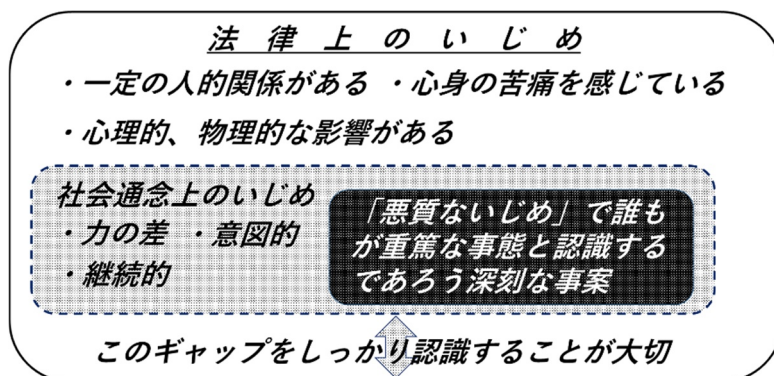


図1．法律上のいじめに含まれるいじめの種類³

であることを鑑み，いじめ事案が発生した際には，いじめの被害者とされる子どもの安全を確保した上で，まずはその事案が発生するに至った背景的状况を慎重に調査し，その行為が重大事態や犯罪に結びつく可能性のある「悪質ないじめ」であるのか，いじめられたとされる側といじめたとされる側双方の主張にそれぞれ一理あるような子ども同士のトラブルであるのか等，事案の性質をよく見極めた上で，適切な教育的対処を行うことが重要である（図1）。また，いじめを許さない人格形成の基盤として，就学前教育における「自尊感情」「他者理解」「命の大切さ」などの取り組みは非常に重要である。

さらに，子どもたちを育む大人一人ひとりが，いじめやいじめを生み出す様々な問題について高い規範意識を持って行動するとともに，その防止や解決のために毅然とした態度をとり，取り組む姿勢が求められる。

いじめの問題に取り組むためには，まず教職員が「いじめ」について共通理解し，協働実践することが大切であるとともに，「いじめ」のみならず，「心身の苦痛を感じている」すべての児童生徒への対応を念頭にに取り組むことが肝要である。そのうえで，いじめの問題の取り組みには「いじめを生まない土壌づくり」と「いじめが起こった時の組織的な対応」が重要となってくる。つまり，いじめ問題においては「予防的生徒指導」と「対処的生徒指導」とが連動した，「開発的生徒指導⁴」を実践していく必要がある。

1 いじめの定義

「いじめ」とは，児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与

3 文部科学省児童生徒課作成資料 一部改変

4 開発的生徒指導とは予防的生徒指導と対処的生徒指導を連動させながら児童生徒の良さを伸ばす生徒指導

える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう（法第2条第1項）。

留意事項を以下に示す。

(1) 「いじめ」に当たるか否かの判断

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。その上で、いじめの被害者とされる子どもの安全を確保した上で、いじめには、多様な態様があるため、まずはその事案が発生するに至った背景的状况を慎重に調査する必要がある。社会通念上のいじめの概念より法で定義されるいじめの概念の方がより広範であることを鑑みた上で、「指導」を行う前の調査段階で「悪質ないじめ」で重大事態や犯罪に結びつく可能性のある事案、もしくは社会通念上のいじめとされる事案、法の定義には当てはまるものの、いじめられたとされる側といじめたとされる側双方の主張にそれぞれ一理あるような子ども同士のトラブルである事案等を判断する。この際、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、法の定義ではいじめに当てはまっても、社会通念上のいじめとは言えない場合や、被害児童生徒が表向きはいじめであることを否定するものの、実際は相当程度に心身の苦痛を感じている場合など、さまざまなケースがある。つまり、対象児童生徒の関係性を考えず対象となる行為のみによっていじめと認知することは困難であることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど事実関係と人間関係の整理をして対応する必要がある。

(2) いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、各学校で平時から全教職員をもって情報を収集し、学校の組織⁵を活用して行う。情報収集に際しては、例えば、生活指導担当は警察から、養護教諭は校医から、PTA担当は保護者から、部活動顧問は部活動指導員から等、校内の人的資源を最大限に活用する。

(3) 「一定の人的関係」

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

(4) 「物理的な影響」

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理さ

5 P.13 第2章.3(3)いじめ対応チームの設置とその役割 参照

せられたりすることなどを意味する。

(5) 「心身に苦痛を感じている」

児童生徒の人間関係を十分考慮し、安易に加害行為の質・量のみでいじめを捉えるのではなく、被害者が身体的な、または、心理的な苦痛を感じていることを意味する。

(6) けんか等

けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情調査を行い、児童生徒の感じる心身の苦痛に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(7) インターネット上のいじめ

インターネット上で悪口を書かれた当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(8) 「悪質ないじめ」になり得るいじめの態様

いじめには様々な態様があるが、その行為がより深刻な事案や犯罪に結びつく可能性のある「悪質ないじめ」として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守る観点を重視した対応をとることが必要である。以下に具体的にいじめの態様を示す。

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

ウ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

エ 金品をたかられる。

オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

カ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

キ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

ク 仲間はずれ、集団による無視をされる。

(9) 警察との連携

「悪質ないじめ」を中心として、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮のうえで、

早期に警察に相談・通報し，警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの基本認識

「いじめの問題」に取り組むに当たっては、「いじめの問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し，日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに，いじめが認知された場合の「早期対応」に取り組むことが必要である。

いじめには様々な特質があるが，「いじめの問題」についての基本的な認識を共通理解しておくことが重要である。以下にいじめの基本認識を示す。

- (1) いじめはどの子にも，どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは学校，家庭，地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし，一体となって取り組むべき問題である。
- (4) いじめはおとなには気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (5) いじめは「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- (6) いじめは子どもだけでなく，おとな一人ひとりの規範意識や人権意識に深くかかわりをもっている。
- (7) 嫌がらせやいじわる等，多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- (8) 暴力を伴わないいじめであっても，繰り返されたり，集中的に行われたりすることにより，生命・身体に重大な危険が生じる。

4 いじめの構造

いじめが意識的，かつ集合的に行われた場合，いじめられる児童生徒は他者との関係を断ち切れ，絶望的な心理に追い込まれる。そこには，ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいることが多い。いじめは，いじめる側といじめられる側という二者関係で成立しているのではなく，「観衆」としてはやし立てたり，面白がったりする存在や，周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つのである。

また，いじめの構造として，当該児童生徒がされたその行為のみでいじめであるかを判断することが困難であるため，当該児童生徒を取り巻く人間関係についても注視しなければならない。いじめの疑いがある行為であっても，当該児童生徒とその行為を行った児童生徒の関係性によっては，当該児童生徒がされた行為をいじめ行為と認知していない場合があることに留意しなければならない。ただ，その時点で，いじめ行為と当該児童生徒が認知していない場合でも，その後，いじめに発展しかねない行為である

ため、関係児童生徒へていねいな指導が必要である。

5 ネット上のいじめへの対応

学校の枠を超えて、不特定多数の者が関与する可能性がある等、インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上や、関係機関と連携した指導、児童生徒・保護者への啓発に努める必要がある。また、加害児童生徒の特定や、その行為の特定については、当該児童生徒、関係児童生徒、その保護者、及び、関係諸機関の協力が必要である。

保護者に対しては、青少年インターネット環境整備法⁶や兵庫県青少年愛護条例⁷等の規定を踏まえ保護者の責務について周知を図る。

また、「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

6 いじめの未然防止

いじめの問題において最も重要なことは、いじめは人としてのかかわりの中でどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないよう具体的に予見し未然防止に取り組むことである。

このために、学校は、いじめを未然に防止する組織⁸を中心に、平時から学校の教育活動全体を通し、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、いじめの背景にあるストレス等の具体的な要因の改善を図り、適切に対処できる力を育むとともに、どの児童生徒も自己有用感・充実感を得ることのできる学校づくりに努める。以下に、いじめの未然防止における留意事項を示す。

- (1) いじめだけを対象にせず、様々な問題行動や不登校への早期対応は、いじめ予防にも有効である。
- (2) 自己有用感を高めていけば、いじめが起こりにくい風土が醸成されるため、目標と役割をもって主体的に学校行事に参加し、達成感を味わうことが望ましい成長につながっていく。

6, 7 巻末資料 参照

8 P.13 第2章.3(3)いじめ対応チームの設置とその役割 参照

- (3) 学び合える集団づくりと学び合える授業の成立によって、お互いの違いを認め合える優しさを育み、心から安心できる雰囲気や、支え合い高め合える環境を醸成する。
- (4) 不登校の「未然防止」のキーワードとして取り上げられている「居場所づくり」と「絆づくり」を意識することが、いじめの「未然防止」に有効である。

7 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめはおとなの目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、学校の全教職員はささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。また、児童生徒がいじめにつながる行為等に気づく力を養うことが大切である。

また、いじめであるか否かで対応するのではなく、「心身の苦痛を感じている」すべての児童生徒の心情へ丁寧に寄り添う姿勢をもつことが、いじめの早期発見につながることを全教職員は認識しなければならない。

いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、家庭、地域と連携して見守りを進めていかなければならない。

8 いじめの対処

「いじめ」とされる行為がある、もしくは「いじめの疑い」がある行為が確認された場合、学校は直ちに、「いじめ対応チーム」を招集する。「いじめ対応チーム」を中心に事実関係を調査し当該児童生徒を取り巻く人間関係の整理を行う。いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、「いじめ対応チーム」は、調査の結果をもって、重大事態や犯罪に結びつく可能性のある「悪質ないじめ」にあたるのか、もしくは、法の「いじめ」に定義されるものの日常生活上のトラブルの延長線上にある事案にあたるのかを判断する。いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で「いじめ対応チーム」を中心に組織的かつ具体的な対応を行うことが必要である。

その際、重大事態や犯罪に結びつく可能性のある「悪質ないじめ」に当たると判断した場合、学校は、教育委員会と連携しながら、被害者とされる当該児童生徒の安全確保を速やかに行い、いじめとされる行為を止めさせた上で、加害者とされる児童生徒を指

導する。その後、学校は、「いじめ防止チーム」を中心に必要に応じて関係機関と連携し「いじめ」とされる行為の再発防止に努めるとともに、関係保護者に適切に事実提供を行う。

また、法の「いじめ」に定義されるものの日常生活上のトラブルに当たると判断した場合、学校は、いじめの被害者とされる児童生徒と加害者とされる児童生徒の双方に丁寧な事実確認を行った上で、「いじめ防止チーム」を活用し、トラブルを解消と再発防止を目的とした継続的な指導と見守りを行う。そして、適切に関係保護者へ情報提供を行う。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

また、いじめの有無にかかわらず、心身の苦痛を感じているすべての児童生徒を対象として同様の対処を行うことが、いじめの早期発見、早期対応につながることを学校は認識しなければならない。

日常生活の中で、法の「いじめ」の定義には当てはまるものの、日常生活上のトラブルに当たると判断した場合等については、その背後の人間関係などを注視しながら「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も可能であるが、継続的に指導等を行うなど校内での情報共有を行う。

9 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校評議員会・学校運営協議会・地域学校協働本部等の活用や、児童生徒と関わりの深い学校安全協力員や青少年補導委員等への協力依頼など、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができ、さらには、地域が、児童生徒の成長の場、居場所となるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

10 関係機関との連携

教育委員会や学校において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、少年サポートセンター、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、日頃より関係機関との情報共有体制を構築しておくことが重要で

ある。

また、第三者機関であるオンブズパーソンに、いじめに関わる相談や申立て等があった場合、教育委員会や学校は、その活動に積極的に協力する。

1 1 児童生徒ら自らがいじめについて学ぶ取り組み

児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組み（児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）を推進する。またいじめを決して許さないという強い意志といじめ防止に対する正しい理解をもとに、いじめを早期発見し、いじめを解決できる力を持った児童生徒集団を育成する。

その際、教職員は、全ての児童生徒がその意義を理解し、主体的に活動することができるように支援する。

1 2 指導のポイント

以下に指導のポイントを示す。

- (1) いじめは、一部の特別な児童生徒だけではなく、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る問題であることを正しく理解する。
- (2) いじめの行為は軽微なものから段階的に重篤な状況にエスカレートしていく場合が多いため、気付かずに見過ごしたり、気付いてもふざけやよくあるトラブル等と判断して見逃してしまうことがある。
- (3) 児童生徒がそれぞれ抱える背景を丁寧に調査する。
- (4) アンケート等の結果を踏まえつつ、すべての児童生徒を対象に、「予断を持たない」で観察したり、対策を講じたりする姿勢が大切である。
- (5) 「発見」することの限界を自覚し、「生まない」ための未然防止に取りくむ。
- (6) 授業や行事の中で、どの児童生徒も落ち着ける場所をつくりだす（“居場所づくり” “絆づくり”を進める）ことが、いじめ発生のリスクを抑える。
- (7) 学校だけでは対応しきれない部分をカバーしたり、よりよい解決に向けての方向性を見出したりするために、専門性のある警察等の関係機関との連携が必要である。
- (8) 「暴力」を「いじめ」や「けんか」等と表現することで軽く考え、対応を先送りしてはならない。
- (9) 関係機関との「日々の連携」の積み重ねが、円滑で適切な「緊急時の連携」に結び付くことを理解する。
- (10) いじめだけではなく、「心身の苦痛を感じている」すべての児童生徒の心情へ丁寧に寄り添うなどの支援を行うことが、いじめへの対応の基礎となる。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために川西市または教育委員会が実施する施策等

(1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

ア いじめ防止基本方針の策定

川西市は「川西市いじめ防止基本方針」を策定する（法第12条）。

イ 組織等の設置

- (ア) 教育委員会はいじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、「いじめ対応川西市ネットワーク会議」を設置する（法第14条第1項）。
- (イ) 川西市は本市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会に付属機関を設置する（法第14条第3項）。
- (ウ) 川西市は地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の付属機関として、川西市子どもの人権オンブズパーソン⁹を置く（川西市子どもの人権オンブズパーソン条例第4条）。

(2) いじめの防止等のために教育委員会が実施すべき施策

ア いじめの未然防止への措置

- (ア) 個性とそのつながりを重視し、自分を大切にするとともに、違いを認め合い、お互いの人格を尊重し合うなど、豊かな人間関係を育む教育を推進する。
- (イ) 児童生徒の豊かな情操と道徳心の育成・心の通う人間関係の育成に向けた、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 人の痛みに思いやりを持って受け止めることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育む人権教育の充実を図る。
- (エ) いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が自主的に行うものに対する支援を行う。
- (オ) 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止すること等についての理解を深めるための啓発、その他必要な措置を行う。
- (カ) 保護者が、法に規定された責務等をふまえて子どもの規範意識を養うための指導を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置を行う。
- (キ) いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。

9 川西市子どもの人権オンブズパーソン制度は、平成11年4月から運用を開始しました。

(ク) 広く関係機関等と連携して、教職員に対するいじめの防止等のための対策に関する研修の充実と、それを通じて教職員の資質能力の向上を図り、専門的な知識に基づき適切な対応が行われるようにする。いじめの防止及び早期発見、及びいじめへの対処についての指導・助言、また、それについての調査研究及び検証を行い、その成果を普及する。

イ 早期発見・早期対応のための措置

(ア) いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じる。

(イ) いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行う。学校におけるいじめの実態把握や、いじめ問題に係る組織的な取り組み状況などいじめ防止等の取り組みを点検するとともに、川西市いじめ対応マニュアル【教職員用】を配布し、いじめ防止等にかかる取り組みの充実を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめへの措置

当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、学習機会の確保や啓発活動を実施する。

エ 連携の強化

(ア) いじめ防止等のための対策が関係者の連携のもとに適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域社会等の連携強化をはじめとする必要な体制を整備する。

(イ) 学校間および異校種間の連携協力体制の充実を図り、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、当該児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにする。

(ウ) 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、より多くのおとなが児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするとともに、児童生徒が、地域での居場所を感じられるようにする。

(エ) 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめだけでなく、「心身の苦痛を感じている」児童生徒に係る相談を行うことができる体制を整備する。

オ 教職員が児童生徒と接する時間の確保

学校運営の改善を支援し、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保することにより、いじめ防止等に適切に取り組んでいけるようにする。

カ 学校評価等の活用

学校評価等においていじめの問題を取り扱う場合、教育委員会は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、その取り組み状況等について評価し適切な指導助言を行う。

キ その他

教育委員会はいじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他の人的体制整備等の措置を講ずる。

(3) いじめに対する措置

ア 教育委員会は、法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

イ 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。いじめを行った児童生徒への指導にあたっては、その背景に目を向け、当該児童生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮すると共に、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき懲戒を加えることや、学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づく出席停止制度を活用する等の必要な措置を講ずる。出席停止の手続きに関しては、「出席停止事務手続規程」によるものとする。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、平時からいじめの防止等の対策のための組織(いじめ防止チーム)を置き、これを中核として、校長の強力なリーダーシップのもと一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進する。

また、学校いじめ防止基本方針の改定にあたっては、取り組みを年間計画として定める。それらの取り組み状況等を学校評価の評価項目に位置付けて定期的に点検・評価を行い、改善に努める。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国及び県の基本方針又は川西市基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針「学校いじめ防止基本方針」を定めるものとする（法第13条）。校長を中心に教職員全員が定期的に、学校いじめ防止基本方針の見直しを検討することとし、児童生徒、保護者、学校評議員をはじめとする地域住民等の意見を必要に応じて取り入れ、点検・評価を行い改善に努めるよう留意する。

(2) いじめ防止チームの設置とその役割

ア いじめ防止チームの設置

学校は、当該学校におけるいじめの未然防止・再発防止に関する措置を実行的に行う、つまり、子どもの「絆づくり」と「居場所づくり」や、学校風土改善等が、いじめの未然防止・再発防止につながることから、学校の実情に応じた組織として平時から「いじめ防止チーム」を置く。

イ いじめ防止チームの役割

以下にいじめ防止チームの役割を示す。

- (ア) いじめを生まない環境づくりの推進（学校教育目標に則り、各学校で重点的に推進する等）
- (イ) 日々の生活の中で「心身の苦痛を感じている」児童生徒の苦痛を取り除くための組織的な対応
- (ウ) 具体的で実効性のある校内研修会の実施
- (エ) 児童生徒に対してのいじめ未然防止に関する集会等の実施
- (オ) 保護者や地域への具体的な情報提供、意識啓発（児童生徒だけではなく、保護者や地域を含めた集会等）
- (カ) 定期的に自校や他校における過去のいじめ事案の研究や協議を行う。

ウ いじめ防止チームの構成員

学校教育目標に則り、校長、教頭を中心に学校の実情に応じた校務分掌を中心に組織を構成する。（例えば、生徒指導部や特別活動部、研修部、道徳人権部などの校務分掌を中心にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含めて組織する、または、児童生徒の主体的な活動をサポートするため児童会や生徒会活動と校務分掌を連携させる等）

(3) いじめ対応チームの設置とその役割

ア いじめ対応チームの設置

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止などの対策のための組織を置くものとする（法第22条）。本市では、特にいじめ（の疑いのある）事案が発生した際に、平時のいじめ防止チームに、当該児童生徒に関わりの深い教職員等を加えた「いじめ対応チーム」を結成し、実効的な措置を講ずることとする。

イ いじめ対応チームの役割

いじめ対応チームの役割を以下に示す。

- (ア) いじめ（またはその疑いのある行為等）を認知した際、まずは被害者と思われる児童生徒の安全を確保した上で、拙速な「指導」を行う前に児童生徒の人間関係や周囲の状況等を十分に調査し、そのいじめが重大事態につながりかねない「悪質ないじめ」で緊急に対応を要する事案であるのか、日常生活のトラブルの延長線上にある比較的軽微な事案なのか等について判断する。
- (イ) いじめに関する児童生徒に関する背景や、人間関係を整理した後、どのように対応していくか方針を決定する。
- (ウ) いじめ事案の事実関係の調査や、関係児童生徒の人間関係の整理を行う。
- (エ) いじめ事案解決に向けた関係児童生徒に対して指導・説諭を行う。
- (オ) いじめ再発防止についての関係児童生徒・保護者への対応、説明を行う。
- (カ) いじめ事案の関係児童生徒に対して心理的ケアや生活面での支援が必要と判断される場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と協力し対応に当たる。

ウ いじめ対応チームの構成

いじめ対応チームは管理職を中心に構成されるものとし、編成は学校の実情に応じて行う。

エ いじめ対応チームの構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いじめ防止チームの教員等から、学校の実情に合わせて組織を構成する。

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置¹⁰（開発的生徒指導の実施）

教育委員会及び学校は、連携して、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。学校は、予防的生徒指導と対処的生徒指導を連動させながら、児童生徒の良さを伸ばす開発的生徒指導を推進する。いじめ防止等に関する

具体的措置については、各学校の状況に合わせて策定する。

ア いじめの未然防止に向けた対策（予防的生徒指導）

いじめの問題において、学校は、「いじめ防止チーム」を中心に「未然防止に努めることが最も重要であり、児童生徒だけではなく教職員や地域との豊かな人間関係を築き、児童生徒の豊かな心を育て、いじめを許さない土壌づくりに取り組みするため、年間を通して予防的、開発的な取り組みを計画実行する必要がある。未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。未然防止のキーワードとして「規律」・「学力」・「自己有用感」を常に意識しながら、授業をはじめ道徳教育や学級活動等すべての教育活動を通して、児童生徒一人ひとりに「互いを思いやり、自他ともに尊重できる心」を育むことが重要である。また、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や、教育相談の実施、児童生徒の出席状況などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うのかを定期的に検討し、体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取り組みを継続することが大切である。

以下にいじめの未然防止に向けた項目を示す。

- (ア) 暴力を許さず、生命や人権を尊重する教育指導の充実に努める。
- (イ) 「いじめは決して許されない」との認識を、児童生徒、教職員、保護者が共有する。
- (ウ) 児童生徒がいじめの観衆や傍観者にならず、抑止する仲裁者となる土壌づくりに努めるとともに、いじめに対し正しく判断し行動できる力を育成する。
- (エ) 教職員のいじめを見抜く目や立ち向かう姿勢の維持・強化のため、自己点検、研修に努める。
- (オ) 児童生徒の情報モラルの育成とともに、教職員の情報リテラシーの向上に努める。
- (カ) いじめだけではなく「心身の苦痛を感じている」すべての児童生徒への対応を行う。

イ いじめ早期発見システムの構築（予防的生徒指導）

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる

ことを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

また、日頃から「いじめ防止チーム」を活用し、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。さらに、児童生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気のいる行為であり、新たにいじめの対象になったり、いじめを助長したりする可能性を十分に認識し、日頃から「いじめ防止チーム」の活動を周知するなど相談しやすい環境づくりを進めるとともに、いじめだけではなく、様々な相談がしやすい児童生徒と教職員との信頼関係を構築する。

以下にいじめ早期発見システムにおける項目を示す。

- (ア) 「いじめ防止チーム」を活用し児童生徒の生活実態をきめ細く把握し、児童生徒の示す小さな変化や、危険信号を見逃さない。
- (イ) 学校、教室での児童生徒の姿を観察する。いつも一人でいる、頻繁に保健室に行く、表情が暗い、口数が減る、忘れ物が増える等について注視する。
- (ウ) 生活実態の調査、いじめアンケートや教育相談などを実施し、「生活実態の変化」や「いじめの有無」の把握、いじめの抑止効果を上げる。いじめアンケートは学期に1回以上実施、記録、5年間保存し、教職員間で共有する。アンケート実施時には、記入しやすい環境をつくり、目的によって記名式や無記名式もしくは併用して実施する。
- (エ) 生活日誌や個別面談を実施する。形式的な日記指導にならないよう実施するとともに、定期的個別面談は「ゆっくり」「じっくり」と行う。

ウ いじめの解消に向けたシステムの構築（対処的生徒指導）

いじめの兆候を発見した時や通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職または「いじめ防止チーム」に報告を行い、「いじめ対応チーム」の招集へとつなげる。「いじめ対応チーム」による調査を行い、トラブルの背景や人間関係を整理し、緊急的な指導・安全確保が必要な「悪質ないじめ」であるのか、「いじめ防止チーム」による継続的な指導が必要な日常生活上のトラブルの延長線上にある「いじめ」であるのかを「いじめ対応チーム」が判断し、「いじめ対応チーム」を中心に組織的な対応を行う。問題を軽視することなく、いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に行うとともに、特に調査の結果、社会通念上明らかにいじめであることが判明した場合には加害児童生徒に対して、当該児童生徒の人格の成長を旨とした教育的配慮をしながら毅然

然とした態度で指導する。いじめの解消に向けた取り組みについては、いじめ対応チームを中心に教職員全員の共通理解のもと、「川西市いじめ対応マニュアル【教職員用】」を参考に、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図りながら、事案に応じ適切に対応する。

以下にいじめの解消に向けたシステムについて示す。

- (ア) 「いじめの存在」を疑うことから始まる（けんか、いさかいなど安易な判断を排除する）。
- (イ) 「いじめ対応チーム」を中心に被害児童生徒、関係教職員から情報を収集し、いじめの存在を確認する。その際、児童生徒に対して個別に、的確な情報収集を行うとともに、周囲の生徒からの聴き取りを経て、事実関係を明らかにし、人間関係を整理し全体像を把握する。
- (ウ) 校長を中心とする指導体制をとる（教職員が情報共有体制をつくり、学校組織全体が「いじめ対応チーム」を中心に指導する）。日を置かず、迅速に指導を開始することが重要であるが、加害被害についてすぐに確定せず背景にある様々な関係性を含め検討する。
- (エ) 被害児童生徒の保護者への報告を行う（保護者、生徒の思いを十分に配慮する）。現時点の状況報告、指導方針を説明し同意を得る、以後、その都度、きめ細かく報告する。
- (オ) 「いじめ対応チーム」を中心に加害生徒から聴き取りをする。
- (カ) 加害児童生徒の保護者へ報告を行う（冷静に客観的な事実を基に報告する）。その際、確定した事実の報告、学校の指導方針を説明する。
- (キ) 児童生徒へ成長を促す指導¹¹を行う。その際、行為の背景等についての把握と理解に努めつつ、加害生徒に自らの行為と対峙させ、いじめの問題性を理解させる。また、問題解決のために自ら行動できるよう支援する。
- (ク) 児童生徒自らがいじめの解消に主体的に取り組み、いじめの当事者及び周囲の児童生徒が、どのように解決していきたいか自ら考え、主体的に取り組めるよう支援する。
- (ケ) 指導後の状況把握、児童生徒、教職員のこころのケアに配慮し、被害生徒、加害生徒ともに、望ましい人間関係及び学校生活の回復をめざす。
- (コ) 重大ないじめについては、速やかに教育委員会へ報告し、状況に応じて、教育委員会と共同して問題の解決にあたる。
- (サ) いじめの解決にあたっては、幅広い関係機関との連携を前提とし、教職員一人が抱え込むことのないよう留意する。

11 成長を促す指導とは、児童生徒自身が冷静に自らの行為を振り返り、いじめの問題性に気付けるよう、粘り強く児童生徒と向き合い、対話を行うことである。

(シ) 個に応じた対応を行う。その際、被害児童生徒だけではなく、関係する児童生徒等それぞれに応じた対応が肝要となる。特に発達障害等配慮が必要な場合には、その個性に応じた方法で対応し、安心して思いを伝えられる環境づくりを行う。(児童生徒等には、いじめの解決に係る保護者等も含まれる。)

エ ネット上のいじめへの対応(予防的・対処的生徒指導)

学校は「いじめ防止チーム」を中心にメディアリテラシーの醸成に努め、児童生徒が自ら不適切な書き込みをしないよう指導を行う。ネット上に不適切な書き込み等があった場合は、被害状況を保存した後、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。名誉毀損やプライバシーの侵害があった場合、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じるとともに、いじめ解消に向け迅速に対応する。

パスワード付サイトやSNS(ソーシャルネットワークサービス)を利用したいじめについてはより周囲の目に触れにくく発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求め、青少年インターネット環境整備法や、兵庫県青少年愛護条例等の法令を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

3 重大事態への対処¹²

(1) 重大事態の意味

重大事態とは次の通りとする。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(生命心身財産重大事態：以下1号事態)

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

(ア) 児童生徒が自殺を企図した場合

(イ) 身体に重大な傷害を負った場合

(ウ) 金品等に重大な被害を被った場合

(エ) 精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(不登校重大事態：以下2号事態)

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

(3) 重大事態の調査

事態の報告を受けた教育委員会は、重大事態への対処、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについては、教育委員会が判断する。

ア 学校が主体となる場合

各学校に設置している「いじめ対応チーム」を母体とし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの参加を図り、多方面から多角的に調査を実施確保する。学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

イ 教育委員会が主体となる場合

法第 14 条第 3 項の趣旨に基づき教育委員会に設置される付属機関(川西市いじめ問題対策委員会¹³)を、調査を行うための組織とし、当該調査の公平性・中立性を確保するとともに、いじめ事案によっては専門機関との連携を図る。

13 大学教員、弁護士、医師、心理又は福祉等に関する専門的な知識を有する者、市及び関係行政機関職員を委員とする委員会

(4) 調査における留意事項

調査における留意事項を以下に示す。

- ア 児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

- イ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、国の基本方針に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成26年4月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- ウ いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合は、当該児童生徒や情報を提供した児童生徒の安全を優先する。

- エ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手することが必要である。

(5) 調査結果の提供及び報告

以下に調査結果の提供と報告についての在り方について示す。

- ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
これらの情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護をたてに説明することを怠るようなことがないようにし、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明す

る等の措置が必要であることを留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

イ 調査結果の報告

教育委員会は、調査結果を市長に報告する。上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付する。

(6) その他の留意事項

事案の重大性と同時に事実確認の調査やその指導が行われている場合において、当該児童に対するいじめが継続していると教育委員会や学校が判断した場合、いじめを行った児童生徒の状況に応じて当該児童生徒へ出席停止措置等の対応を検討することも必要である。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

第3 「川西市子どもの人権オンブズパーソン」との協働によるいじめ防止等の取り組み

本市には、市長の付属機関である第三者機関「川西市子どもの人権オンブズパーソン」による人権擁護救済制度があり、だれでも市内の子どもの人権問題について相談できる。

教育委員会及び学校は、オンブズパーソンが独立した人権擁護・救済機関であることを尊重しつつ、いじめ防止等について協働して取り組む。

1 いじめの未然防止

いじめの未然防止についての取り組みを以下に示す。

- (1) 教育委員会及び学校は、オンブズパーソンとの協力により、いじめ防止等のための対策に関する教職員研修の充実と、それを通じて教職員の人権意識の向上を図り、適切な対応が行われるようにする。
- (2) 教育委員会及び学校は、オンブズパーソンによる、児童生徒への人権学習の実施等

を通じて、児童生徒の人権意識の向上を図る。

2 いじめの早期発見及びいじめの解消に向けた取り組み

いじめの早期発見及びいじめの解消に向けた取り組みに関して以下に示す。

- (1) 教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者、地域に対しオンブズパーソン制度の周知を図り、いじめを受けたり発見したりした者が、相談しやすい環境を整える。
- (2) いじめが起こった場合、教育委員会又は学校は、当該児童生徒並びにその保護者にオンブズパーソンへ人権救済の相談や申立て等ができることを確認する。
- (3) 教育委員会及び学校は、児童生徒への指導について、必要に応じてオンブズパーソンに相談し、助言を受ける。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

兵庫県いじめ防止基本方針の改訂に基づき、必要があると認められるときには、当該基本方針の見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

教育委員会は、川西市立学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。

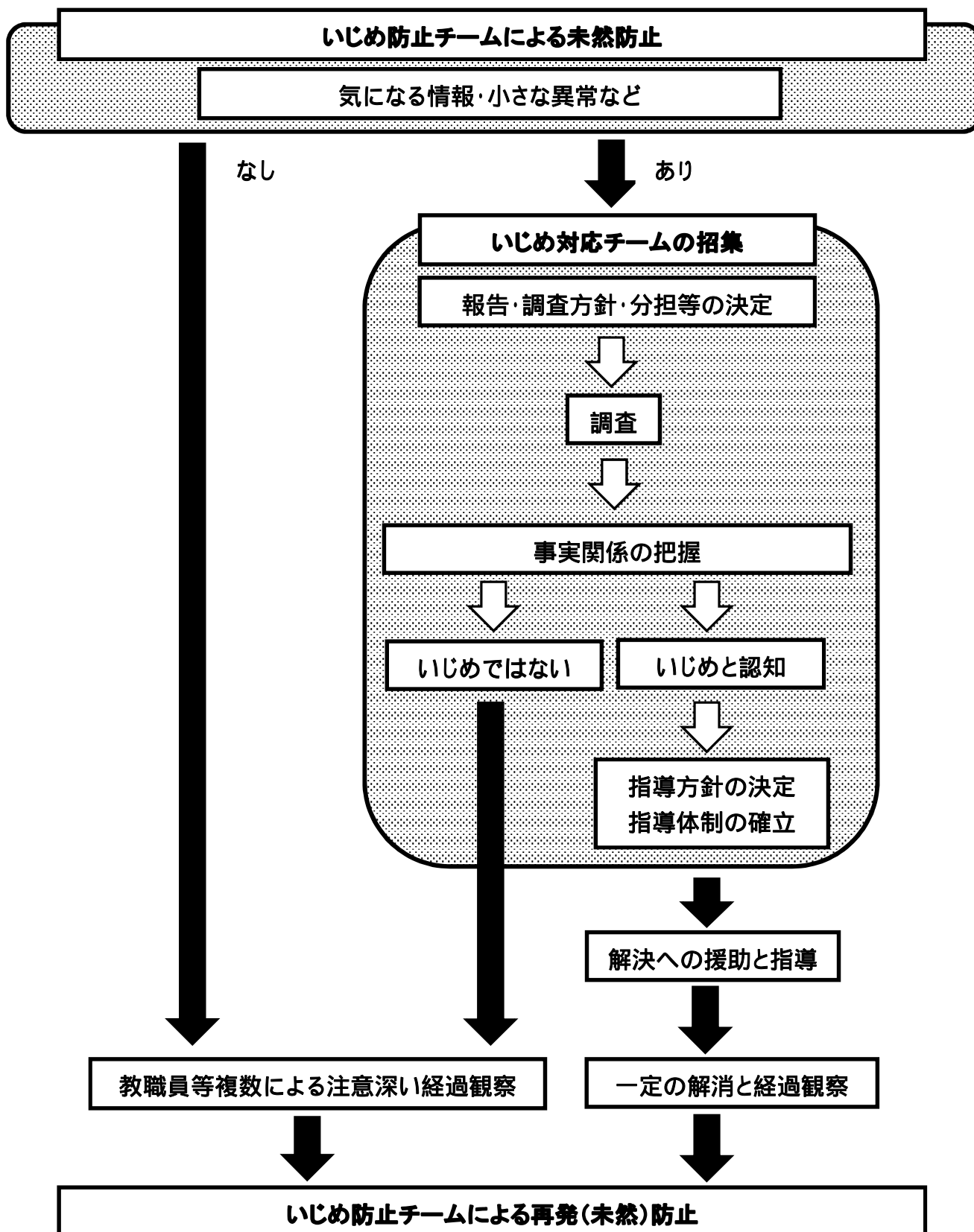


図 2 . 学校の組織的対応

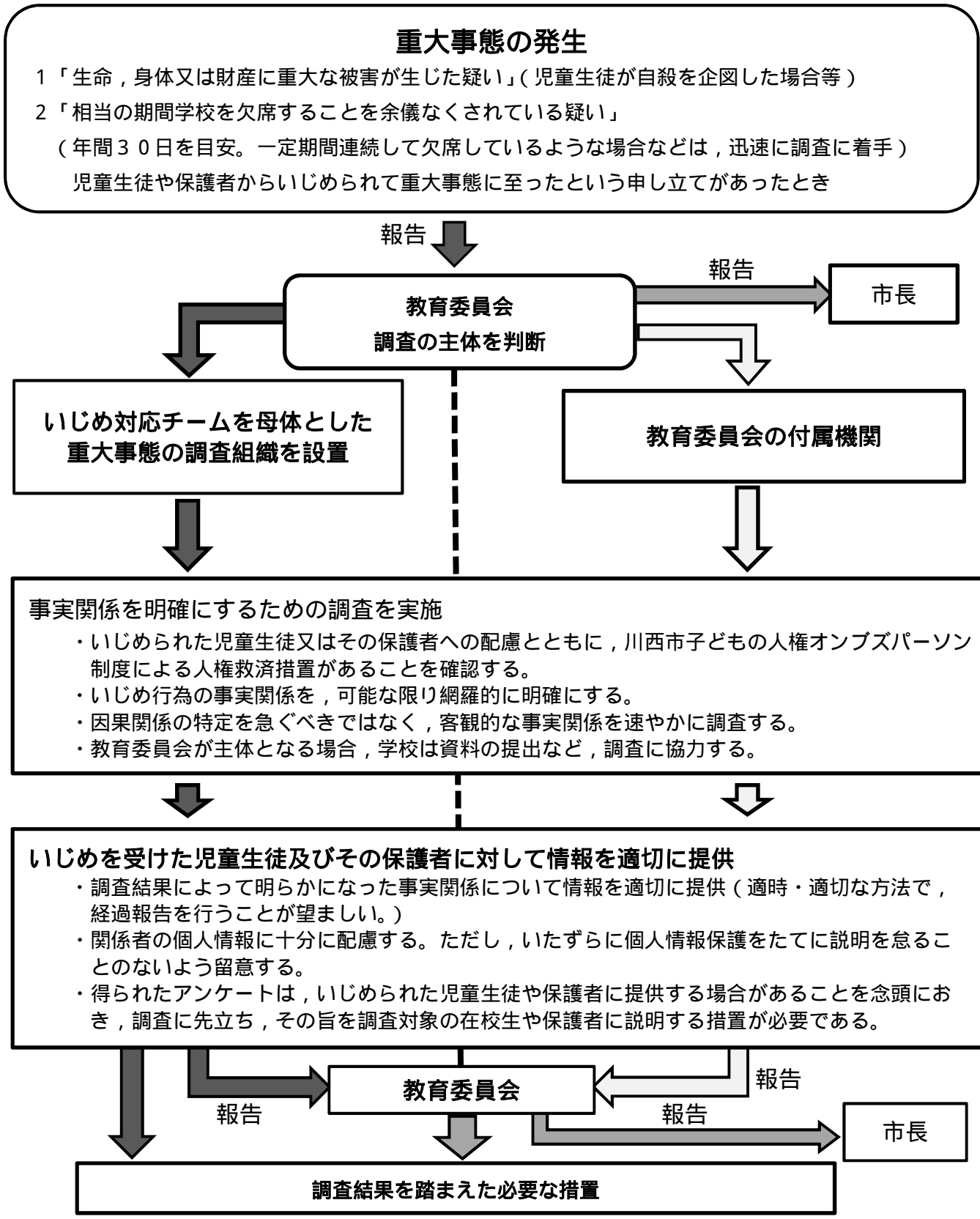


図3 . 重大事態への対応フロー図

【巻末資料】

1 いじめ防止対策推進法

目次

第一章 総則(第一条 第十条)

第二章 いじめ防止基本方針等(第十一条 第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条 第二十一条)

第四章 いじめの防止等に関する措置(第二十二条 第二十七条)

第五章 重大事態への対処(第二十八条 第三十三条)

第六章 雑則(第三十四条・第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(平二七法四六・一部改正)

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずい

じめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通

う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第四条第一項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うた

めの措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(令元法一一・一部改正)

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行う

ことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(平二六法七六・平二八法四七・一部改正)

第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。)が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長(以下この条において単に「地方公共団体の長」という。)」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第二百一十一条第一項」と読み替えるものとする。

(平二八法四七・追加)

(私立の学校に係る対処)

第三十一条 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第

一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長(以下「認定地方公共団体の長」という。)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人(構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。)が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)

第三十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該

高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

附 則 (平成二六年六月二〇日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年六月二四日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月二四日法律第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

5 青少年インターネット環境整備法 一部抜粋

第6条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。

2 保護者は、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

6 兵庫県青少年愛護条例 一部抜粋

第24条の2 保護者は、インターネットを利用することが出来る端末設備（以下「端末設備」という。）を適切に管理することにより、青少年が端末設備を利用して有害情報（第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に閲覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる情報をいう。以下同じ。）を閲覧することがないようにしなければならない。（第24条の2、第1項）

2 保護者は、青少年によるインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図らなければならない。（第24条の2、第2項）

第24条の4 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）の当事者となる場合又はその監護する青少年を端末設備の利用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を自ら締結する場合において、当該青少年が就労しており、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由があるときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者及び当該契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者をいう。以下同じ。）に対し、当該正当な理由が存在することを明らかにしてフィルタリング・サービス及びフィルタリング有効化措置（インターネットを利用する者の有害情報の閲覧を制限するため、端末設備に組み込まれたプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）の機能を制限する措置をいう。以下同じ。）を希望しない旨の申出をすることができる。

第24条の5 何人も、青少年のインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりが行われるよう、その支援に努めなければならない。

平成27年3月 策定
令和 3年4月 改訂